

**■点検項目 27 関係（労働・社会保険）**

派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の就業の状況等を踏まえ、労働・社会保険の適用手続を適切に進め、労働・社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、加入させてから労働者派遣を行うことが必要です（新規に雇用する派遣労働者について労働者派遣を行う場合であって、当該労働者派遣の開始後速やかに労働・社会保険の加入の手続を行うときを含む。）（派遣元指針第2の4）。

派遣元事業主は、派遣先に対し、当該派遣労働者に係る被保険者証等の写しを郵送する又は持参する等により、提示しなければなりません（派遣則 27 条④）。これにより、派遣先も派遣労働者が社会保険等に適切に加入していることを確認することが可能となります。

なお、派遣元事業主は、労働・社会保険に加入していない派遣労働者については、派遣先に対して通知した当該派遣労働者が労働・社会保険に加入していない具体的な理由（「点検項目 28」の解説参照）を、当該派遣労働者に対しても通知しなければなりません。